

1 総合計画の概要

(1) 総合計画策定の趣旨

消防組合では、消防広域化の効果を十分に発揮することができるよう消防広域化後の部隊運用、事務処理等を一元的に管理し、災害時における初動体制の強化を図るとともに、消防行政の円滑な運営に努めてきました。

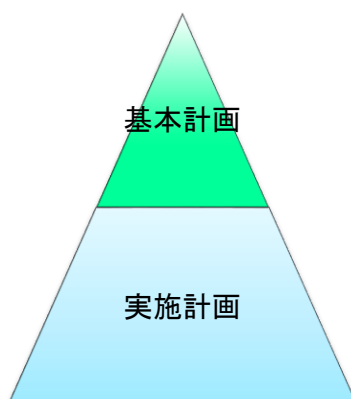
一方、火災予防対策や人口の高齢化に伴う救急需要の増大をはじめ、大規模地震や集中豪雨などの自然災害、山林火災や山岳救助などの地域特有の災害など、複雑多様化・大規模化する様々な災害に備えることが重要な課題となっています。

また、地方財政の状況は、生産年齢人口が減少し、市税収入の増加が容易に期待できなくなる一方で、超高齢社会を迎え、医療や福祉などの社会保障関係費が増加しています。消防組合は、構成市からの負担金を主な財源として消防行政を運営していることから、重要度・緊急度の高い事業等に限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めることが求められています。

こうした消防行政を取り巻く状況に配慮しつつ、住民の生命、身体及び財産を様々な災害から守るため、中長期的な展望に立った総合計画を策定するものです。

(2) 総合計画の構成

消防防災分野に特化した消防組合の総合計画は、「基本計画」と「実施計画」の2層構造となっており、「基本計画」と「実施計画」との位置付けや役割を明確にするとともに、簡素な構成とし分かりやすく実践的な計画としています。



基本計画

- ▷ 現況と課題
- ▷ 将来目標と取組方針
- ▷ 分野別基本方針と施策・主なとりくみ

実施計画

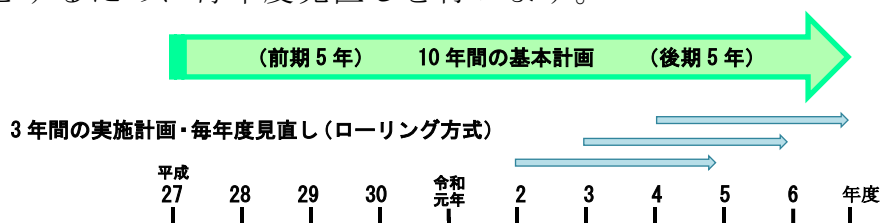
- ▷ 施策の進捗把握
- ▷ 施策ごとの主要事業
- ▷ 事務事業の個別計画

(3) 総合計画の期間

基本計画の期間は、平成 27(2015)年度を初年度として令和 6(2024)年度までの 10 か年としました。なお、初年度から 5 年を経過した時点で社会・経済情勢の変化や構成市の状況の変化、計画の進捗状況などを踏まえ見直しの要否について検討し、見直しの必要があると判断したときは基本計画の見直しを行うこととしています。

このことから、令和元年度に 2 回の検証会議を開催し、見直しの要否について検討した結果、組合設立後の事業実績を反映する必要があるとの理由により、「施策の基本的な方向性」、「現状」、「課題」、「主なとりくみ内容」、「目標値」等について、一部見直しを行いました。

実施計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年とし、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画推進をより確かなものとするために毎年度見直しを行います。



2 基本計画の概要

基本計画では、消防組合の現況と課題から重点的に取り組む課題を抽出するとともに、この課題に対応するための将来目標（10年後の目標）と目標達成に向けた取組方針を示しています。

また、目標達成に向けた取組方針をより具体的なものとするため、分野ごとに施策の基本的な方向性を示す「章(分野別基本方針)」と「節(施策)」、さらに「節(施策)」を展開するための「主なとりくみ」を示しています。

(1) 消防組合が重点的に取り組む課題

- 限られた経営資源をもって、住民の安全を確保し、新たな課題に対応できる組織体制を構築することが必要です。
- 超高齢社会を迎え、更に増大することが予測される救急需要への対応と高齢者など避難行動要支援者に対する住宅防火対策を推進することが必要です。
- 今後発生が危惧されている首都直下地震などの大規模災害に対応できる消防防災体制の充実・強化に取り組むことが必要です。
- 若年職員への消防活動等の知識・技術の伝承並びに新たな環境変化に対応できる職員の育成が必要で

(2) 将来目標 (10年後の目標)

- 自主的・自律的な消防組合運営を推進できる組織体制の確立
- 人口動態及び消防救急需要を見据えた消防職員と消防署所の適正配置
- 首都直下地震などの大規模災害に備えた災害対応力の充実・強化
- 自ら学び、考え、行動する自律型職員の育成

(3) 目標達成に向けた取組方針

- 「長期財政計画」及び「定員適正化計画」との整合性を保ち、健全な財政運営に取り組みながら組織力の充実を図ります。
- 消防力を効率的・効果的に配置するため、消防職員、消防署所及び消防車両の適正配置について調査研究を行います。
- 「車両整備計画」に基づき消防車両等の整備を計画的に進め、併せて全国的見地からの災害対応体制を構築します。
- 職員の能力開発につなげる「人材育成基本方針」に基づき自ら学び、考え、行動する自律型職員の育成に取り組みます。

(4) 施策の体系

